

# 最低賃金制度の現状

## 産業別最低賃金

設定件数：250件  
適用労働者数：約410万人  
加重平均額：758円

関係労使が地域別最低賃金より高い最低賃金を必要と認める産業の労働者に限定して設定。

### 労働協約ケース

同種の基幹的労働者の相当数(新設1/2以上、改廃1/3以上)について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に申出  
必要性及び金額審議について全会一致

### 公正競争ケース

事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者に最低賃金を設定することが必要である場合(労働者又は使用者の概ね1/3以上の合意(署名、機関決定、労働協約等)があること)に申出  
必要性及び金額審議について全会一致

## 労働協約拡張方式

設定件数：2件  
適用労働者数：約600人  
加重平均額：868円

- ・関係労使が地域別最低賃金より高い水準の労働協約の拡張適用を必要とするものについて設定。
- ・同種の労働者及び使用者の大部分(概ね2/3以上)に最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に申請
- ・労働協約の拡張適用の審議について多数決

## 地域別最低賃金

設定件数：47件(各都道府県ごと)  
適用労働者数：約5,000万人  
加重平均額：665円

- ・すべての労働者に、賃金の最低額を保障する安全網
- ・毎年中央最低賃金審議会が提示する目安を参考に地方最低賃金審議会で審議し、都道府県労働局長が決定。

# 産業別最低賃金の在り方に関する意見の整理

※最低賃金部会及び中央最低賃金審議会における意見、最低賃金制度のあり方に関する研究会の報告書を整理したもの

## I 地域別最低賃金との関係について

論点	考え方
<p>1 産業別最低賃金の存否について</p>	<p>(1) 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最低賃金制度の第一義的な役割は、すべての労働者を不当に低い賃金から保護する安全網としての役割であり、公正な賃金の決定（公正競争の確保）、労使交渉の補完・促進といった役割は、第二義的、副次的なもの。(研)</li> <li>最低賃金制度の第一義的な役割は安全網であり、賃金の低廉な労働者に対する安全網については、地域別最低賃金はその役割を果たしている今、産業別最低賃金は不要（屋上屋）。(使)</li> <li>昭和 56 年及び昭和 61 年の中賃答申で、産業別最低賃金の役割として「労働条件の向上」が掲げられているが、我が国の賃金水準が先進諸国でもトップクラスとなった現在においては、第三者の関与の下に継続すべき理由は乏しい。また、同答申で同様に産業別最低賃金の役割として「公正競争の確保」が掲げられているが、経済のグローバル化の進展の中、(国境を越えた公正競争の確保の方が重要であり、この点については、監視機関として設けられている WTO、ILO などの国際機関が機能することが重要で、) 国内における事業の公正競争の確保は意味を失っており、安全網に特化すべき。(使)</li> <li>規制改革・民間開放推進 3 カ年計画の中で産業別最低賃金の見直しが閣議決定され、規制改革の流れは明白であり、これを認識することが必要。内容を変えて、適用労働者を増やし、規制が強くなるのであれば、規制改革の考え方とずれがある。(使)</li> <li>産業別最低賃金の適用労働者数は、地域別最低賃金の適用労働者数と比べると、1 割にも満たない。また、その対象者は基幹的労働者といっても、地域別最低賃金とほとんど違いがないような状況であり、一部の産業の労働者だけ二重に高い最低賃金がある。このように強行法規でダブル・スタンダードを一部の産業に認めるということは、最低賃金法の趣旨や、法の下での平等から見ても、大いに問題がある。(使)</li> <li>賃金についてセーフティネットは必要であるが、国はナショナル・ミニマムに徹し、その他は第三者の関与なしに市場に任せるべき。(使)</li> <li>業績がいい大手企業と悪い中小企業を同列に扱うのは問題。個別企業を無視した審議となってしまう産業別最低賃金は廃止すべき。(使)</li> </ul>